

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和1年6月27日(2019.6.27)

【公開番号】特開2018-52171(P2018-52171A)

【公開日】平成30年4月5日(2018.4.5)

【年通号数】公開・登録公報2018-013

【出願番号】特願2016-187396(P2016-187396)

【国際特許分類】

B 6 2 J 17/00 (2006.01)

B 6 2 J 99/00 (2009.01)

B 6 2 J 23/00 (2006.01)

【F I】

B 6 2 J 17/00 A

B 6 2 J 99/00 L

B 6 2 J 23/00 C

【手続補正書】

【提出日】令和1年5月22日(2019.5.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

左右のインナカウル部24, 24は、左右のサイドカウル28, 28の前部の内側にそれぞれ連結されている。各サイドカウル28の前縁の一部が、側面視で、インナカウル部24の前縁に沿って上下方向に延び、且つ、下方に向かって後方に延びている。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0029】

フロントカウル20のランプカウル部22におけるサイドカウル28で覆われる部分に、車幅方向を向いたピン挿通孔36が形成されている。ピン挿通孔36は、ランプカウル部22の下部の側面に、前後方向に並んで3つ形成されている。ただし、ピン挿通孔36の数はこれに限定されない。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0051

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0051】

カウル支持部76は、第2連結パイプ80の上端部の車幅方向中央部に接合されている。カウル支持部76は、図9に示すように、第2連結パイプ80の上端から前方斜め上方に突出したカウル取付部88を有している。カウル取付部88は、板金からなり、前方斜め上方を向く取付面を有している。図7に示すように、カウル取付部88は、車幅方向中心線Cを挟んで左右一対設けられており、各カウル取付部88にねじ孔88aが、上下方向に並んで2つ設けられている。本実施形態では、ねじ孔88aは溶接ナットで構成され

ている。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0061

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0061】

上記実施形態のフロントカウル20では、ウィンドシールド32が取り付けられるシールド取付部34も型成形により一体に形成されており、シールド取付部34とウィンドシールド32がカウルステー70のカウル支持部76に、ボルト100により共締めされている。これにより、フロントカウル20およびウィンドシールド32が、ボルト100を用いてカウルステー70に強固に連結されるとともに、ボルトの数が減少し、取付工程も少なくて済む。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0064

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0064】

図8に示すように、フロントカウル20のランプ開口26が閉じた開口で形成され、ランプカウル部22におけるランプ開口26の周縁部がカウルカバー30で覆われている。これにより、カウルカバー30の形状によらず、フロントカウル20を設定できる。具体的には、フロントカウル20のランプ開口26周辺を閉曲線で設定しても、カウルカバー30を開いた開口縁で形成できる。したがって、フロントカウル20の形状によらず、カウルカバー30に意匠性を設定できるので、意匠の自由度が向上する。